

みんなで防ごう! 障害者虐待

～ひとと自然にやさしい虹が広がる里を目指して～

■障害者虐待防止法って何?

平成24年10月1日より、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法」)が施行されます。『家族等による養護者』『障害者福祉施設等の従事者等』『職場の事業主等の使用者』による虐待と3種類に分かれ、障害者虐待を発見した人は、市町村等に通報する義務が定められました。

■どういったことが障害者虐待になるの?

身体的虐待

- ・暴力や体罰などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。又は、身体を縛ったり、過剰な投薬で身体の動きを抑制する行為。

性的虐待

- ・本人の合意もなく、無理やり(又は同意と見せかけて)性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

心理的虐待

- ・脅し、侮辱などの言葉や態度、嫌がらせなどによって、精神的に苦痛を与えるような行為。

放棄・放任(ネグレクト)

- ・食事や排せつなど、身近な世話を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

経済的虐待

- ・本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使ったり、本人が望む金銭の使用を利用なく制限するような行為。

■障害のある人を守るための5か条

「おかしい」と感じたら迷わず連絡

- ・虐待はどんなに気をつけても必ずその芽が出てくるという意識をもつことが重要です。虐待を見て見ぬふりをしないで、虐待を発見したら速やかに市町村等に通報しなければなりません。

虐待をしている側の「自覚」は問わない

- ・自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。(「しつけ」、「指導」の言い訳など)虐待をしている側にその自覚がなくても、障害のある人が苦痛等を感じている場合があります。

障害のある人本人の「自覚」は問わない

- ・障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合やコミュニケーションが苦手であるため、訴えない場合がありますが、その行為(虐待)が正当化され、許されるわけではありません。

親や家族の意向が、障害のある人本人のニーズと異なる場合がある

- ・施設や職場で虐待があっても、障害のある人を預かってもらっているという家族の気持ちがあるため虐待の事実を否定したりすることがありますが、障害のある人本人の気持ちになって判断する必要があります。

虐待はあなたの回りでも起こりうる

- ・どんなに福祉に熱心な家族や施設、会社だからといって、虐待が起きないわけではありません。どこでも障害者虐待は起こる可能性があることを認識しておくことが重要です。

■相談や連絡したい時は?

《障害のある人の虐待や養護者の支援に関する相談・通報などのお問い合わせ先》

鏡野町 保健福祉課(障害者虐待相談等窓口) 電話54-2986

※24時間対応ですが、閉庁日又は勤務時間外は宿日直者が受付いたします。